

江差町と国立大学法人北海道教育大学との相互協力に関する協定書

江差町と国立大学法人北海道教育大学（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

第1条 本協定は、両者が、教育、文化、学術及び地域振興に関する協力関係を深め、両者の発展と充実に寄与することを目的とする。

第2条 両者は、次の事項について連携協力する。

- （1）地域づくりや地域発展に関すること
- （2）地域文化・スポーツ・芸術の振興及び創造に関すること
- （3）地域振興のための人材育成に関すること
- （4）地域の国際化に関すること
- （5）学校教育における教育支援に関すること
- （6）生涯学習に関すること
- （7）人的交流及び施設の相互利用に関すること
- （8）その他両者が必要と認めること

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、両者のいずれから異議の申し出がない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が署名の上、各自1通を保有する。

平成28年 6 月16日

江差町長

北海道教育大学長

照井 誉之介

蛇 穴 治 夫